

伊予市補助金交付規則 新旧対照表（追加）

新	旧	備 考
<p>（交付の対象）</p> <p>第3条 補助金は、市長が公益上必要があると認める補助事業の遂行に対し、予算の範囲内において、その必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について交付する。</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の内容、事業費、<u>補助対象経費</u>、財源、事業期間等を変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>（交付の対象）</p> <p>第3条 補助金は、市長が公益上必要があると認める補助事業の遂行に対し、予算の範囲内において、その必要な経費_____の全部又は一部について交付する。</p> <p>（補助事業の変更等）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の内容、事業費、_____財源、事業期間等を変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>補助対象経費の用語を記載</p> <p>変更内容の追加</p>